

各 位

会 社 名 株式会社 ジェイホーム  
 代表者名 代表取締役 加藤 篤彦  
 ( J A S D A Q ・ コード 2 7 2 1 )  
 問合せ先 経営管理室長 池永 宏之  
 電 話 0 3 - 6 4 3 0 - 3 4 6 1

定款の一部変更並びに会計監査人の選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」及び「会計監査人選任の件」を平成 22 年 3 月 25 日開催予定の第 18 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の目的

①当社は第 18 期期末現在、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当しておりませんが、ジャスダック証券取引所が、株主・投資家保護及び公正かつ健全な市場の運営という観点から、企業行動に係る制度整備として「上場企業の企業行動に関する規範」(以下「規範」と言う。)を制定(平成 20 年 12 月 1 日施行)し、ジャスダック証券取引所に上場している会社は、取締役会、監査役会又は委員会及び会計監査人を置く(規範第 10 条)こととなったため、新たに第 5 章「監査役」に所要の変更を行い、「監査役会」を設置するとともに第 6 章「会計監査人」を新設するものであります。

また、会計監査人が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第 426 条 1 項および第 427 条 1 項の規定に基づき、定款に第 41 条(会計監査人の責任免除)の規定を新設するものであります。

②会社法の規定により、取締役会の書面決議を可能にして取締役会をより機動的・効率的に運営するため、定款第 23 条(取締役会の決議方法)第 3 項を新設するものであります。

③上記ほか、条数の繰り下げ等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。

(注) 下線を付した部分は変更箇所を示します。

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 3 条(条文省略)	第 1 条～第 3 条(現行どおり)
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) 監査役
(新設)	<u>(3) 監査役会</u>
(新設)	<u>(4) 会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 5 条～第 22 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 23 条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について決議に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときは、この限りではない。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 5 条～第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 23 条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について決議に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときは、この限りではない。</p> <p><u>3 取締役、監査役または会計監査人が取締役会および監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項(会社法第 363 条第 2 項の規定により報告すべき事項を除く。)を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。</u></p>
<p>第 24 条～第 27 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役</p> <p>第 28 条～第 30 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 24 条～第 27 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 28 条～第 30 条 (現行どおり)</p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第 31 条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第 33 条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(監査役会の議事録) 第 34 条 監査役会における議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役はこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。
(新設)	(監査役会規程) 第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
第 31 条～第 32 条 (条文省略)	第 36 条～第 37 条 (現行どおり)
(新設)	第 6 章 会計監査人
(新設)	(選任方法) 第 38 条 会計監査役人は、株主総会の決議によって選任する。
(新設)	(任期) 第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	(報酬等) 第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
(新設)	(会計監査人の責任免除) 第 41 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の責任を、法令の限度において免除することができる。
第 6 章 計算 第 33 条～第 36 条 (条文省略)	第 7 章 計算 第 42 条～第 45 条 (現行どおり)

(3) 日程

取締役会決議日	平成 22 年 3 月 3 日 (水曜日)
定款変更のための定時株主総会開催日 (予定)	平成 22 年 3 月 25 日 (木曜日)
定款変更の効力発生日 (予定)	平成 22 年 3 月 25 日 (木曜日)

## 2. 会計監査人の選任に関するお知らせ

### (1) 会計監査人の選任の理由

当社が株式を上場しておりますジャスダック証券取引所において、「上場企業の企業行動に関する規範」(以下「規範」と言う。)に改正があり、上場企業については会計監査人の設置が義務付けられることとなりました。これを機にコーポレートガバナンスの一層の強化するため、会計監査人を選任するものであります。

なお、本件は上記「定款一部変更の件」が第18期定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

また、本議案については、監査役の同意を得ております。

### (2) 会計監査人候補者の名称等

名 称：才和有限責任監査法人

事務所所在地：東京都中央区日本橋本町二丁目3番1号 茶の木屋ビル3階

業務執行社員：原 健人、田中 伸一

※なお、才和有限責任監査法人は、現在、当社の金融商品取引法193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行っております。

### (3) 就任予定年月日

平成22年3月25日(第18回定時株主総会開催予定日)

以 上